

第8期 第1回 清掃・リサイクル審議会に関する質問と回答

	質問	回答
1	<p>「3 プラスチック資源循環を巡る動向」 (1) 循環社会形成のための法制度の右表の下から4行目にある、『産構審ガイドラインによる自主的取り組みの促進』とは何かを教えてください。</p>	<p>事業者の自主的な取組を促進することを目的として、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を整理したものです。 経済産業省機関である産業構造審議会において平成2年12月に初めて策定され、今までに9回改定がされています。平成18年時点で、35品目・18業種について策定されており、これは一般廃棄物量の約70%、産業廃棄物量の約40%をカバーしたものとなっています。 なお、平成18年度以降フォローアップはされておらず、現時点では新たなガイドライン策定の予定はされておられません。</p> <p>〔35品目：紙、ガラスびん、スチール缶、アルミ缶等、プラスチック、自動車、オートバイ、タイヤ、自転車、家電製品、スプリングマットレス、オフィス家具、カーペット、布団、乾電池・ボタン電池、小型二次電池等、カセットボンベ、消火器、パーソナルコンピュータ及びその周辺機器、ガス・石油機器、繊維製品、建設資材、携帯電話・PHS、蛍光管等、自動販売機 など〕 〔18業種：鉄鋼業、紙・パルプ製造業、化学工業、板ガラス製造業、繊維工業、自動車製造業、電子・電気機器製造業、石油精製業、流通業 など〕</p>
2	<p>「4 区のプラスチック資源循環施策」 (2) 23区のプラスチック分別収集実施状況において、なぜ世田谷区は未実施なのか、理由を聞かせてください。</p>	<p>世田谷区では、資源化ルートが確保されたプラスチックを資源回収し、それ以外のプラスチックを可燃ごみとして収集し、焼却した熱をエネルギーとして有効利用しています。 資源化ルートの確保とは、収集した後、再商品化事業者への引き渡しを行うための条件があり、例えば、資源化するためには単一素材であること等課題があります。 現時点で区が対応できる可能な範囲での回収となっており、具体的には分別するのにわかりやすいものは公共施設でのボックス回収、見た目では判断が付きにくい色・柄付き発泡トレイや透明プラスチック容器については、従事担当者が状態を確認して受け取る手渡し方式により回収しております。</p>
3	<p>「23区のプラスチック分別収集実施状況」に、世田谷区に隣接する市なども付け加えていただきたい。特に三鷹市、調布市です。 ごみが互いに行き来する事例があるのではないかと思います。その他自治体が世田谷区に先駆けて取り組んでいたのかどうかも気になると思います。</p>	<p>東京都三鷹市：容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収 東京都調布市：容器包装プラスチックのみ回収 東京都狛江市、東京都稲城市：未実施（令和5年度実施予定）</p> <p>（補足） 上記の3市と世田谷区の間で家庭ごみ（プラスチック含む）が互いに行き来しているという事例はありませんが、東京23区間では、清掃工場や中間処理の関係で、互いに行き来しています。 なお資源物は、搬入先自治体との協議後、世田谷区から東京23区外の自治体へ持ち込むことはあります。 ※現在プラスチックの分別収集をしている東京23区外の自治体で出たプラスチックを、分別収集をしていない世田谷区の集積所に排出することは不法投棄となります。</p>